

令和5年度茨城地方最低賃金審議会
第七回本審議会議事録

令和5年10月31日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年10月31日（火）午後3時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
賃金指導官 平戸 直美

議事次第

- (1) 特定最低賃金の改正決定等について
- (2) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から令和5年度第7回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

清山会長

専門部会も大変な調査審議だったと思います。お疲れさまでした。鉄鋼業以外は全会一致で結審されたとうかがっています。短い期間での慎重審議お疲れさまでした。それでは、議事を進行します。最初に、資料が配られておりますので事務局にご説明いただきます。

平戸指導官

私から説明させていただきます。お手元の資料No.1、361ページにつきましては、本年度の特定最低賃金改正審議の結果となっております。現在、機械器具製造業、電気・精密機械器具製造業につきましては、このような結果になっております。362ページ、資料No.2以降、鉄鋼業につきましては、改正決定に関する報告書になります。364ページが、機械にかかる答申書の写しになっております。366ページにつきましては、電気にかかる答申書の写しとなっております。お手元の別紙資料、全国の改正状況という3枚組の紙をお配りしておりますが、こちらにつきましては、他局分にかかる特定最低賃金の改正状況、今日の朝の段階で把握できた分の一覧表をそれぞれつけさせていただいております。まだ、全局が結審したわけではないようなので、参考までに確認していただければと思います。以

上になります。

清山会長

はい、ただ今の事務局からのご説明や資料につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、各特定最低賃金専門部会の答申状況につきまして、3業種の専門部会のうち、機械及び電気について全会一致です。当審議会では、専門部会で全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、そのまま本審の議決とする扱いにしております。機械と電気については、専門部会の場で局長に対し答申しています。このため、本日は、各部会の部会長から審議経過の報告等を受けたいと思いますのでよろしくお願ひします。なお、鉄鋼業については、全会一致ではありませんので、3業種の報告が終わった後、採決を行うことにいたします。専門部会の報告は、鉄鋼業、機械、電気の順番で部会長から報告をお願いすることになります。では最初に、全会一致とならなかった鉄鋼業の部会報告を私の方から審議経過の説明をさせていただきます。

まず、鉄鋼業につきましては、最初に第1回の専門部会にて第1次金額提示を行っていただきまして、引上げ額は労働者側が45円、使用者側が0円ということでした。その後、公労公使で協議をいたしまして、もう一度金額提示をお願いできるということになりまして、使用者側10円の引上げで、労働者側45円引上げで、当日35円差まで詰まりました。その後、第3次金額提示を第2回の専門部会でしていただきまして、労働者側から44円の引上げで1,048円、使用者側から11円の引上げでその差33円でした。当日もう一度金額提示を行っていただき、労働者側43円引上げ、使

用者側21円引上げで、2日目にして22円差までできました。ちょっと日にちが空きまして、第3回の専門部会が昨日の午後にあります。その間に電気や機械の状況も出てきたということもありますが、第5次金額提示を、労働者側から42円、使用者側31円の引上げというところを出していただき、その後第6次金額提示を、使用者側37円、労働者側42円引上げという提示をしていただきました。その後、電気や機械が全会一致になっておりましたので、なるべく全会一致をめざしたいと思いお願いしました。金額提示はしていただくことはできたのですけれども、使用者側は最終的に第7次金額提示で、電気、機械と同様の41円の引上げまでは提示をしてくださいました。労働者側の方は42円の引上げで、そのまま膠着してしまいました。何とかならないかなと思いましたが、最終的に、第10次提示まで膠着した状態で、労使ともこの辺で公益見解を出すようにということでした。労使と話し合った上でそのように努力をしたということがあります。第10次の金額提示を踏まえまして、42円引上げという公益見解を出させていただきました。この理由につきましては、もちろん鉄鋼業としては、鉄鋼大手で業績が良いところはいいけれども、中小の状況はそこまでではない、産業界の先行きの不透明性ということを使用者側から意見が出ました。労働者側からは、未組織労働者のことや魅力ある人材を確保するために必要だということ。それから、鉄鋼業は、Cランクも含めて、最低賃金ランク区分とかランキングで、下位の県に相当程度鉄鋼業は逆転されているという特殊な状況があり、このことを強く主張されました。公益といたしましては、使用者側のおっしゃることには一定の理解ができるころはあるのですけれども、まず、すでに出ていたCランクの大分県が43円の引上げであった。今年Bランクになったばかりの福岡が43円という引上げ額で結審していましたし、ま

た、茨城県の鉄鋼産業の未満率は電気や機械とは大幅に違う状況にあって、5%に満たないという状況でした。調査をした産業区分の中で5%に満たないのであって、大手の多い鉄鋼産業全体で5%に満たないということでは決してない水準だということです。そのあたりが他産業と大きな違いがあるのではないかとということで、電気、機械産業に1円の上乗せをさせていただきまして、42円を提示しました。結果的に、使用者側反対、労働者側賛成、公益1名の賛成で、専門部会としては、これを本審に上げるということになっております。審議の経過は以上です。

それでは続きまして、機械専門部会について井出部会長にご説明をお願いします。

井出委員

皆さん、お疲れさまです。機械の部会長の井出から簡単にご報告させていただきます。機械専門部会においては、10月4日、10月12日、10月24日の3回にわたり専門部会が開かれました。全部で第7次にわたる労使双方の金額提示を行っていただきました。第1次提示では、労働者側前年比プラス101円時間額1,065円、使用者側前年と同額の時間額964円でスタートしましたが、最終的には第7次提示を行い、労働者側前年比プラス42円時間額1,006円、使用者側前年比プラス38円時間額1,002円となり、4円差にまで縮めることができました。今年は、例年と異なり、公益見解を示すことなく労使の金額提示が一致するのか、ギリギリの所まで行きましたが、最終的には残念ながら労使の合意には至りませんでした。そこで、やむを得ず双方の意見を聞いた上で、公益見解を示すこととしました。

公益見解の結論は、前年比プラス41円時間額1,005円という内容でした。結論に至る過程で検討したものとしては、金額をアップさせる要素としては、茨城県内において

は特定最低賃金について、3業種とも労働協約ケースを採っており、茨城県内における機械製造業における労働協約の最低ラインである、1,061円を目指すべきであること。特定最低賃金は基幹的労働者を対象としており、機械製造業においてはまさにそのような基幹的労働者における妥当な最低賃金の水準が議論されなければならないところ、茨城県内においては単純労働者においても近年1,000円を大きく上回る水準での賃金相場となっていること。茨城県の経済指標は、他県との比較において高い水準にある。一般機械製造業においては、茨城県内の近年の生産額・付加価値額は、いずれも47都道府県中4位や5位といった高水準であるのに、機械製造業における特定最低賃金は他県と比較して、全国12位にとどまっていること。機械製造業の状況として、とくに輸出を中心とした企業においては、円安の影響などもあって売上がアップしており、価格転嫁もうまく行ってきていること。本県における今年度の地域別最低賃金は、前年比プラス42円、目安プラス2円と高水準になっており、機械製造業の昨今の状況を踏まえると、これと合わせて高い水準での引き上げが期待されること。Bランク内でも他県の賃上げ状況は、おおむね目安に迫る高水準になっており、早急にランク内格差を是正し、近県との格差を適正にする必要があること、などが挙げられました。これらの要素に鑑みれば、金額を茨城県最低賃金並にアップさせるべきとする労働者側の理由にも相応のものがありました。しかしながら他方で、金額を抑えるべき要素としては、足下の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準を維持していること。先行きの景気動向についても、悪化を見込んでいる業種が多くなっており、小規模事業者の景況感は大規模・中規模事業者に比べて回復が遅れていること。とくに、機械器具製造業のうち、国内のインフラ、鉄道等、に

関連する企業においては、新型コロナに端を発した需要の先細りが著しいこと。さらに、いわゆるゼロゼロ融資の本格的な返済が始まったことなどをを受けて、本年度上半期の倒産件数は全業種にわたって著しく増加しており、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあること。原材料費やエネルギーコストの価格転嫁はある程度進みつつある状況にあるが、他方労務費の価格転嫁が思うように進んでおらず、とくに中小企業にとって価格転嫁が厳しい状況にあること。最後に、最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業が現在置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた議論が不可欠であり、中小企業の賃金支払い能力も十分配慮した、自発的かつ持続的な賃上げにつないでいくことが重要であり、性急かつ大幅な賃上げを行うべきではないこと等が挙げられ、労使双方の意見交換を十分に行い、これら諸事情を総合勘案して慎重に検討した結果、先ほどの結論に至りました。この公益見解について労使双方にお諮りしたところ、機械専門部会における労使相互間の協調を今後とも図っていく必要があるとの見地から、労使双方に歩み寄っていただき、全会一致でご賛同いただくことができました。機械専門部会の結論としては、引上げ額41円、時間額1,005円となりました。

なお、今年の部会内での議論においては、例年と異なり、労使双方が円滑に歩み寄りを図っていただいた結果、あと一步で公益見解を示さずに労使の金額提示を一致させることができる手前までたどり着くことができました。労使双方には、この流れを維持して、来年へつなげていただけることを切に期待するものであります。以上、報告を終わります。

清山会長

それでは、電気専門部会について、野村部会長にお願い
します。

野村委員

電気専門部会の審議経過につきまして、部会長の野村からご報告申し上げます。電気専門部会につきましては、10月6日、同月26日、同月27日の3日にわたって調査審議が行われました。金額提示は、各日とも2回ずつ、第6次提示までいただきました。第1次提示の時点では、労働者側が前年比プラス59円の1,020円、使用者側が現行額から据え置き961円と、59円の開きがありました。そこから、1日目終了時点で44円、2日目終了時点で24円と、協議を重ねて金額差を縮めていっていただきました。3日目の第6次提示では、使用者側が前年比プラス37円の998円、労働者側が前年比プラス44円の1,005円と、7円差まで縮めていただきましたが、残念ながら労使の提示額が合致するところまでは至らず、公益見解をお示しすることになりました。公益見解は、前年比プラス41円の1,002円という内容でしたが、大変ありがたいことに、全会一致で電気専門部会としての結論を出すことができました。

ここからは、調査審議の中で労使双方からいただいたご主張の要点についてご報告いたします。

労働者側からは、労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完・代替機能の3点を基本的な考え方として、本年の春闘における賃上げ状況や県内の求人状況等、様々な要素を踏まえたご主張をいただきました。使用者側からは、原材料費・光熱費・燃料費の高騰や半導体をはじめとした部材不足の状況が続いていること、企業の倒産件数が増加していること、いわゆるゼロゼロ融資の返済が始まっていることなど様々な要素が挙げられ、特に中小零細企業は資金繰りや先行き不透明感に不安を抱えているとして、急激な賃上げには慎重にならざるを得ない旨の、強いご主

張をいただきました。公益委員としましては、労使双方のご主張を踏まえつつ、消費者物価指数の対前年上昇率の推移、最低賃金引上げによって影響を受ける事業者の割合、いわゆる影響率、他県・他産業の最低賃金とのバランスといった諸要素を勘案して、前年比プラス41円の1,002円という公益見解に至った次第です。

大変難しい審議となりましたし、公益見解は、労使双方にとってご主張とは異なる金額となったわけですが、最終的には労使とも、労使間の信頼関係を維持していくという観点から歩み寄っていただいたものと、敬意を持って受け止めております。部会長を務めさせていただきましたが、委員の皆様の真摯なご協議に、改めて心から感謝を申し上げます。電気専門部会からのご報告は、以上です。

清山委員

はい、ありがとうございます。ただ今のご報告につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、鉄鋼業については専門部会で全会一致とはなりませんでしたので、本審において決定することになっております。これから、皆様にお諮りしたいと思います。

鉄鋼業専門部会の報告について、最低賃金審議会令第5条第3項により採決により決定したいと思います。

採決の前に、労使それぞれ協議が必要ですか。

大森委員

大丈夫です。

澤畑委員

大丈夫です。

清山会長

では、採決をいたします。まず、鉄鋼業専門部会の結論

を当審議会の結論として、答申することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

清山会長 賛成の委員は、公益3人、労働者側5人の計8人。
次に、反対の委員の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

清山会長 反対の委員は、使用者側5人、計5人。
確認いたします。賛成が8人、反対が5人となりました。賛成多数により、鉄鋼業専門部会と同じ結論に決まりました。以上の結果により、引上げ額42円、時間額1,046円となります。ただ今の採決の結果、結審したので、私から茨城労働局長に対し答申いたします。事務局は、答申文(案)の準備をお願いします。準備にはどのくらいの時間が必要ですか。

川野室長 10分程度の時間をお願いします。

清山会長 では、一時、休会とします。準備でき次第再開します。

(休会。別室にて、答申文(案)作成)

清山会長 それでは、再開いたします。鉄鋼業の最低賃金については、先ほどの採決により、42円引上げ、1,046円に決まりました。茨城県鉄鋼業最低賃金改正決定の答申文(案)の朗読を事務局をお願いいたします。

平戸指導官 (答申文の朗読)

清山会長 ありがとうございます。それでは、この答申文(案)でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

清山会長 では、答申文(案)の(案)を削除してくださいこれから答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

清山会長 ここで、局長からご挨拶がございます。

澤口局長 ただ今、清山会長から鉄鋼業の答申をいただきました。ありがとうございます。すでに、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業につきましては、各専門部会の方で答申をいただいておりますので、今年度改正諮問させていただきました3業種すべてについて改正金額等の答申をいただくことができました。感謝申し上げます。特定最低賃金の審議にあたりましては、10月から開始しまして短い中でも密な議論をしていただき、各委員の皆様には、感謝申し上げます。

この答申を踏まえまして、事務局として所定の事務手続きを経まして、関係する労使の皆様などへの周知を進めるとともに、改正された最低賃金が確実に遵守されるよう、履行確保に努めてまいりたいと考えております。改めまして、地域別最賃も含め、7月から非常に長い期間にわたります、皆様には、真摯な議論をいただき、大変なご苦勞をおかけしました。途中いろいろと県からの質問状等もあって、ご心勞をおかけしたと思っております。本当に真剣にご議論いただいたことに、改めて心から感謝申し上げます。

す。引き続き、私ども労働行政へのご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

清山会長

それでは続きまして、各専門部会の廃止につきましては、最低賃金専門部会規程第9条により、異議申出期間満了日に廃止となります。各専門部会の委員の皆様には、約1か月の間に3回の専門部会開催という厳しい審議日程であったかと思えます。改めて、お疲れさまでした。ありがとうございました。

次に、異議申出があった場合の本審の日程などについて、事務局より説明をしてください。

川野室長

私の方から説明させていただきます。配付資料No.1、361ページをご覧ください。特定最低賃金の3業種の改正審議結果の一覧となっております。専門部会において全会一致で答申をいただきました機械器具製造業、電気・精密機械器具等製造業につきましては、すでに異議の申し出に関する公示を済ませており、異議申出の締切日は、機械器具製造業が11月8日水曜日、電気・精密機械器具等製造業は、11月13日月曜日となっております。鉄鋼業につきましては、本日、答申をいただきましたので、この後直ちに異議の申し出に関する公示を行います。異議申出の締切りは11月15日水曜日となります。なお、資料No.1、361ページの鉄鋼業の欄の空白について、今から申し上げるとおり記載をお願いします。6条5項の適用なし、結審額、結審日の欄は、1,046円、プラス42円、令和5年10月31日、公示予定日は、本日、令和5年10月31日、異議申出締切日は、ただ今ご説明いたしました。令和5年11月15日、官報公示予定日は、令和5年11月30日、効力発生日は、令和5年12月31日、指定発効と記載してください。

まず、異議申し出があった場合について、説明いたします。すでにメールや、8月7日に開催いたしました第三回本審で参考資料として添付いたしました。異議審議の第八回審議会は、11月16日木曜日午前10時から、この会場にて開催を予定させていただきます。机の上の封筒に11月16日の開催通知を入れております。出欠報告については、本日提出できる方はお願いいたします。なお、異議審議を終えてから、官報公示等の事務手続きを行います。

次に、異議申し出がなかった場合には、異議審の第八回審議会は中止とさせていただきますが、先ほどご説明しましたように鉄鋼業の異議申し出の締切りが、11月15日水曜日の夜0時までとなりますので、中止の連絡につきましては、その翌日の11月16日木曜日、異議審の第八回当日の朝になります。メール、電話などで皆様に朝8時前頃にはご連絡させていただきたいと思っております。メールについては、確認のため必ず返信メールをお願いいたします。また、出欠報告書の連絡先電話番号は必ず連絡がつく電話番号の記載をお願いします。また、異議申出の締切日の翌日に本省へ報告を行い、本省内の決裁等の手続きの後、12月31日を指定発効として官報公示を行います。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。それでは、確認いたします。異議申出審議のための第8回本審については、11月16日木曜日午前10時からこの会議室で行います。第8回本審は、公開となります。また、異議申出がなかった場合には開催いたしません。その場合は、事務局から各委員へメール等により連絡がありますので、朝ご確認の上、返信にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。他に、事務局から何かありますか。

川野室長

私の方から、4点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目は、今後の広報活動についてです。答申を受けた3業種については、プレス発表をさせていただきます。また、産業別の特定最低賃金につきましても、県最低賃金と併せた茨城局独自のポスター、リーフレットを作成し、周知広報を実施する予定です。加えまして、今年度の県の最低賃金及び特定最低賃金の大幅な引上げに伴い、賃金引上げを行う必要のある中小企業等に対し、引き続き、雇用環境・均等室と連携して業務改善助成金等の利用勧奨を行ってまいります。なお、委員の皆様におかれましても、ポスター、リーフレットの掲示などの周知について、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、本年度の今後の審議会についてです。先ほど、特定最低賃金の異議審議の第八回審議会につきましても、11月16日木曜日午前10時からと説明させていただきました。その後になります。例年、年度末を目途、3月中旬頃に、翌年度の特定最低賃金にかかる意向表明を主としての審議会を開催させていただいております。本年度につきましても、意向確認の上、開催を予定いたしたいと思っておりますので、12月頃に日程調整させていただきたいと考えております。

3点目は、事業場視察についてです。本年度、4年ぶりに5月に事業場視察を実施しましたが、まず、来年度に向けて実施するかどうか。また、実施する場合は、時期はいつ頃に実施するのか。それに先立って、受け入れていただける事業場を探す必要があります。過去の状況をみますと、毎年実施しているわけではありませんが、2月とか3月に実施した時期がありますが、2月に計画して雪のため中止した時もあったようです。昨年度、委員の皆様アンケートをとったところ、5月という意見が最も多かったということでした。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

4点目は、審議会の公開・非公開についてです。第一回本審において、本年度から中央最低賃金審議会目安小委員会報告を踏まえまして、今年度においては、本審の金額審議、採決の公開、第1回専門部会の一部公開に踏み切ったわけですが、本審の参考人意見陳述と専門部会等金額審議にかかる部分については、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換などが損なわれる場合があり得るということで、労使のご意見を尊重し、非公開という取扱いで、実施してきたところですが、来年度については、参考人意見陳述と金額審議について公開はむずかしいということから、今年度と同様の扱いにして少し様子を見るということにするのかなどを含めて、労使リーダー、会長と打ち合わせを行った上で、来年3月に予定している第九回本審で審議したいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

清山会長

はい、ありがとうございます。今の事務局からのご説明につきまして、まず、事業場視察をするかどうか。今年どおりするという方向でよろしいでしょうか。

委 員

(異議なし)

清山会長

それでは、実施の時期につきまして、今年は5月ごろでした。年度末は忙しかったり、お相手の企業様の方のご都合が悪かったりと、いろいろな事情があったのだと思うのですがけれども、今すぐに次回5月と決めるか、それとも皆様のご都合がある程度ついたところでもうちょっと経ってから時期を決めますか。どうですか。

大森委員

あとで調整する方がいいです。

清山会長

皆さん、今スケジュールを全部お持ちだとは思いませんので、しばらくしてもう少し目途が立ったところでスケジュール調整をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。業界や会社等についてのご希望とかご提案とか、今の時点でございますか。

全委員

(希望・提案等なし)

清山会長

それでは、ちょっと考えていただきまして、どういう事業場とか、どういう業界がいいとか、あるいは、協力していただけたところをご推薦願うということがあると思いますので、調整も含めてそちらの方もお心に留めていただければありがたく存じます。

それでは続きまして、審議会と専門部会の公開・非公開についてのご意見はございますか。

全委員

(意見等なし)

清山会長

まず、参考人の意見聴取のところを公開すると、参考人の方がお引き受けしにくいし、また、率直な意見を言いづらいう状況に変わりはないですよ。だとすると、参考人の意見の部分については、どうしても非公開とせざるを得ないのかなと思っています。参考人を呼ばないということになれば別ですけど。参考人の話は、大変有意義なことだと思っていますので、せっかく、茨城県の特定期間におきましては、そういう機会を設けられていますので、それは今後も続けると、非公開で行うと方針で、少なくとも来年度はいきたいと思っています。

続きまして、審議のプロセスなのですが、現時点

では、審議の部分は公開、金額審議の部分は非公開になっているのですけれども、地域別最賃の方でも話があったと思うのですが、方向性が割れている状況がありますので、来年度、他の地域がどういう状況に変わってくるかということも見ながら、進めたいと思います。現時点で急いで決める必要はないと思いますので、今日のところは、ここまですとしたいと思います。つまり、今すぐ決めないで、皆さんに考えておいていただくということです。よろしく願いします。その他、労使双方の皆様から何かご意見やご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、ないようでしたら、本日の審議会は閉会といたします。委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、審議にご協力いただきましたことに、心から御礼申し上げます。お疲れさまでした。